

新型コロナウイルス感染症

個人・世帯向け 支援策

受けとる

収入が減少した
皆さま

コロナの療養で休職して
給料が減少した

◆傷病手当金 (国保・後期高齢)

給与日額の3分の2
(休職の4日目から)
☎ 町民課 国保年金係
☎86-6071

住宅を失った
(失う恐れがある)

◆住居確保給付金

一定額を上限に家賃が支給
されます
支給期間：原則3カ月
※最長9カ月
☎ 香取CCC ☎50-1919

授業料の支払いが
難しい

◆高等教育修学支援制度

授業料の減免が受けられます
／給付型奨学金が支給されま
す
☎ 日本学生支援機構
☎0570-666-301

借りる

家計を維持する
ことが難しい
皆さま

◆緊急小口資金 (特例) 無利子・無保証

【貸付上限】10万円
【据置期間】1年以内
【償還期間】2年以内
☎ 社会福祉協議会 ☎86-4714
厚労省「共通相談ダイヤル」
☎0120-46-1999

◆総合支援資金 (特例) 無利子・無保証

【貸付上限】原則3カ月まで
2人以上：月20万円
単身：月15万円
【据置期間】1年以内
【償還期間】10年以内
☎ 社会福祉協議会 ☎86-4714
厚労省「共通相談ダイヤル」 ☎0120-46-1999



延びる

税金等を支払う
ことが難しい
皆さま

◆所得税、町県民税、固定資産税等

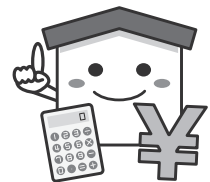
徴収が猶予されます
☎ (国税) 佐原税務署 ☎54-1331
(町税) 町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

◆年金保険料等

保険者の判断で減免や徴収が猶予されます
☎ 佐原年金事務所 ☎54-1442

◆住宅ローン

今後の利払い・返
済スケジュールの
変更相談



☎ 金融庁相談ダイヤル
☎0120-156-811

おうちでの
過ごし方について伺い
ました!



▲おうちの庭で
リフティング

福田 翔正さん
(小5) 電神台

兄弟でサッカーを
やっています。今は
家でトレーニングし
ています。リフティ
ングも連続でたくさ
んできるようになり
ました。

左から姉妹の

伊藤 瑠亜さん (こども園)
璃來さん (小1) 菟敷

いとこの

伊藤 紗耶花さん (小1) 菟敷

勉強やお片付けを頑張っ
ています。いとこも隣に住
んでいるので、みんなで遊
んだり散歩に出かけたりも
しています。(お母さん談)



▲お母さんとおうち
近くを散歩中

新型コロナウイルス感染症

事業主向け 支援策

受ける

売上減少によりお困りの
事業主の皆さま

業績が悪化（売上半減）

◆持続化給付金

最大：中小 200万円
個人 100万円

☎ 持続化給付金事業
コールセンター
☎0120-115-570

売上が大きく減少している

◆千葉県中小企業再建支援金

対象要件を満たす中小企業に対し、
貸借している事業所の数に応じて支給

☎ 千葉県中小企業再建支援金
相談センター
☎0570-04-4894

いろんな支援策があるので
活用しよう！
がんばろう！東庄！



従業員に休んでもらう

◆雇用調整助成金

※特例措置

【上限】8,330円／人×休業日数
売上が5%以上減少、休業等により雇用維持を図った事業主

☎ ハローワーク佐原
☎55-1132
厚労省コールセンター
☎0120-60-3999

学校休業への対応

◆小学校休業等対応助成金

【上限】1日当たり8,330円

◆小学校休業等対応支援金 (個人事業主・フリーランス)

【上限】1日当たり4,100円

☎ 厚労省コールセンター
☎0120-60-3999

町独自の支援策

売上が30~50%減少している

◆中小企業緊急支援給付金

前年同月と比較して30~50%未満、
売上高が減少している中小企業事業者
に対し給付金を支給

【給付額】売上減少率
40~50%未満 10万円
30~40%未満 5万円

☎ まちづくり課 産業振興係
☎86-6075
東庄町商工会
☎86-3600

売上が30~50%減少している

◆農業者緊急支援給付金

前年の売上から今年の同時期の
売上げが30~50%未満、減少している
農家に対し給付金を支給

【給付額】売上減少率
40~50%未満 10万円
30~40%未満 5万円

☎ まちづくり課 農政係
☎86-6076

借りる

資金繰りのため
融資を受けたい
事業主の皆さま

◆セーフティネット貸付

◆新型コロナウイルス 感染症特別貸付

◆新型コロナウイルス 対策マル経融資

☎ 日本政策金融公庫
☎0120-154-505

延びる

税金等の支払い
が難しい事業主
の皆さま

◆法人税、消費税等

☎ 東京国税局猶予相談
センター
☎03-6672-3503

◆厚生年金保険料等

☎ 佐原年金事務所
☎54-1442